

(1) 一般財団法人とっとり県民活動活性化センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成25年度)

給 与 費	1,465 千円
-------	----------

3 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	160,900 円
	高校卒	一 円 制度なし

5 職員手当の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	内 訳															
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	[支給割合]															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.13 月分</td> <td>0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.32 月分</td> <td>0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.45 月分</td> <td>1.42 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.13 月分	0.71 月分	12月期	1.32 月分	0.71 月分	計	2.45 月分	1.42 月分			
	区 分	期末手当	勤勉手当													
	6月期	1.13 月分	0.71 月分													
	12月期	1.32 月分	0.71 月分													
計	2.45 月分	1.42 月分														
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有																
[平成25年度実績] 該当なし																
退職手当 (県の規定に 準ずる)	[支給率]															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続 20 年</td> <td>21.62 月分</td> <td>27.025 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 25 年</td> <td>30.82 月分</td> <td>36.570 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 35 年</td> <td>43.70 月分</td> <td>52.440 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続 40 年</td> <td>49.22 月分</td> <td>52.440 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	自己都合	勸奨・定年	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.570 月分	勤続 35 年	43.70 月分	52.440 月分	勤続 40 年	49.22 月分	52.440 月分
	区 分	自己都合	勸奨・定年													
	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分													
	勤続 25 年	30.82 月分	36.570 月分													
勤続 35 年	43.70 月分	52.440 月分														
勤続 40 年	49.22 月分	52.440 月分														
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) * 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合には加算があります。																
[平成25年度実績] 該当なし																
時間外勤務手当	[平成25年度実績] 該当なし															

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給 一般職 6級3種 64,100円 〔平成25年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 62,000 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者	10,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき 5,000 円を加算
		〔平成25年度実績〕 該当なし	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		〔平成25年度実績〕 該当なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
〔平成25年度実績〕			
		1人当たりの平均支給月額	16,300 円

6 役員の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
常務理事	478,500 円	6月期 1.13 月分 12月期 1.32 月分	兼事務局長
非常勤役員 (会議等出席1回につき)	20,000 円	なし	非常勤役員とは、評議員、常務理事除く理事、監事を指す

〔平成25年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
927,400 円	1 人	463,700 円

※平成25年度は、2月、3月の2ヶ月のみ

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
100,000 円	5 人	10,000 円

※平成25年度は、2月、3月の2ヶ月のみ

7 給与制度の変更

変更なし